産業廃棄物処理施設に係る維持管理情報の公表　　2022年度

改正廃棄物処理法の改正により、平成23年4月1日から完全施行となり、廃棄物処理施設の維持管理に関する情報の公表が義務化されました。
弊社も、適正に維持管理を行い、管理情報を公表し、法令遵守いたしております。

○ 公　開　事　項

1）処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量　（焼却）

令和3年度　　＊木くず専用焼却炉ですので、他の品目の処分は行っておりません。　　単位：ｔ

区分	品目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
産業廃棄物	汚泥													
	廃油													
	廃酸													
	廃アルカリ													
	廃プラスチック類													
	動植物性残渣													
	木くず	0	0	0										0
	紙くず													
	がれき類													
	金属くず													
	ゴムくず													
	繊維くず													
	ガラスくず等													
	動物性固形不要物													
特別管理産業廃棄物	引火性廃油													
	腐食性廃酸													
	腐食性廃アルカリ													
	感染性廃棄物													
	特定有害廃油													
	特定有害汚泥													
	特定有害廃酸													
	特定有害廃アルカリ													
一般廃棄物	可燃ごみ													
	粗大ごみ													

2）燃焼室中の燃焼ガスの温度（連続的に測定し記録したもの）
3）集塵機に流入する燃焼ガスの温度（連続的に測定し、記録したもの）
4）煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度（連続的に測定し、記録したもの）

測定結果が得られた日				2022年									2023年		
				4月20日	5月20日	6月20日									
連続測定項目	燃焼室温度	単位	℃	884	870	877									
	集塵機入口温度		℃	176	170	175									
	排ガスCO濃度		ppm	28.3	25.2	27.7									

－－－＞＞　2．3．4）の公表事項について、連続的に測定した記録については、弊社、中央監視室にて縦覧できます。

5）冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日

ばいじんの除去の実施状況と措置

ばいじんの除去を行った日	2022年									2023年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
冷却設備	28-30	1-7										
排ガス処理設備	28-30	1-7										

6）煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度（1回／年以上測定）、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、窒素酸化物、に係るもの）に関する事項（採取位置、採取年月日、測定結果が得られた年月日を含む）

排ガスの分析結果

採取した年月日				2022年5月24日					
測定結果が得られた日				2022年6月7日					
測定項目	ばいじん	単位	g/m3N	0.001					
	窒素酸化物		ppm	12.0					
	硫黄酸化物		ppm	4.0					
	塩化水素		mg/m3N	1.3					
	ダイオキシン類		ng-TEQ/m3	－					